

被災宅地等復旧補助金の【概算払い】について（R7.7.1～）

これまでは、補助金対象工事費の全額を個人で資金調達し、業者への支払いを完了した後に、補助金を交付する方法のみで運用しておりましたが、個人における資金調達の負担が大きいことから、制度の拡充を行い、**工事完了後であれば、代金の支払い前でも業者からの請求書により、概算払いとして補助金の交付が可能**となりました。

【従来の交付のしかた】 … 工事代金の全額を業者に支払い後、補助金を交付（添付書類：領収書）



【拡充後の交付のしかた】 … 業者からの請求書を確認後、補助金を交付（添付書類：請求書）

■ 例1：頭金・中間金「無」の場合



■ 例2：頭金・中間金「有」の場合

